

人事行政の運営等の状況

令和5年12月1日

西北五環境整備事務組合

西北五環境整備事務組合人事行政の運営等の状況

- I 任免及び職員数の状況
- II 人事評価の状況
- III 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- IV 休業の状況
- V 分限及び懲戒の状況
- VI サービスの状況
- VII 退職管理の状況
- VIII 研修の状況
- IX 福祉及び利益の保護の状況
- X 競争試験及び選考の状況
- XI 青森県人事委員会の業務の状況

I 任免及び職員数の状況

1 総職員数（令和5年4月1日現在）

条 例 定 数	43
職 員 数	32

2 新規採用の状況

試験職種	上級一般	初級一般	計
R5.4.1付け 新規採用者数	0	0	0

※上記の新規採用者には4月1日付でフルタイム再任用された職員（2名）を含みません。

3 退職者の状況

(1) 事由別退職者数（令和4年度）

定年退職	早期退職者	普通退職	計
2	0	0	2

※上記の退職者数には市町村等へ派遣されていた職員で、派遣終了と同日付で退職した職員（0名）及びフルタイム再任用の任期満了により退職した職員（1名）を含みません。

(2) 早期退職者の認定の状況（令和4年度）

募集期間	応募者数	認定者数
令和4年5月25日～令和4年9月30日	0	0

(3) 再任用職員数（令和5年4月1日現在）

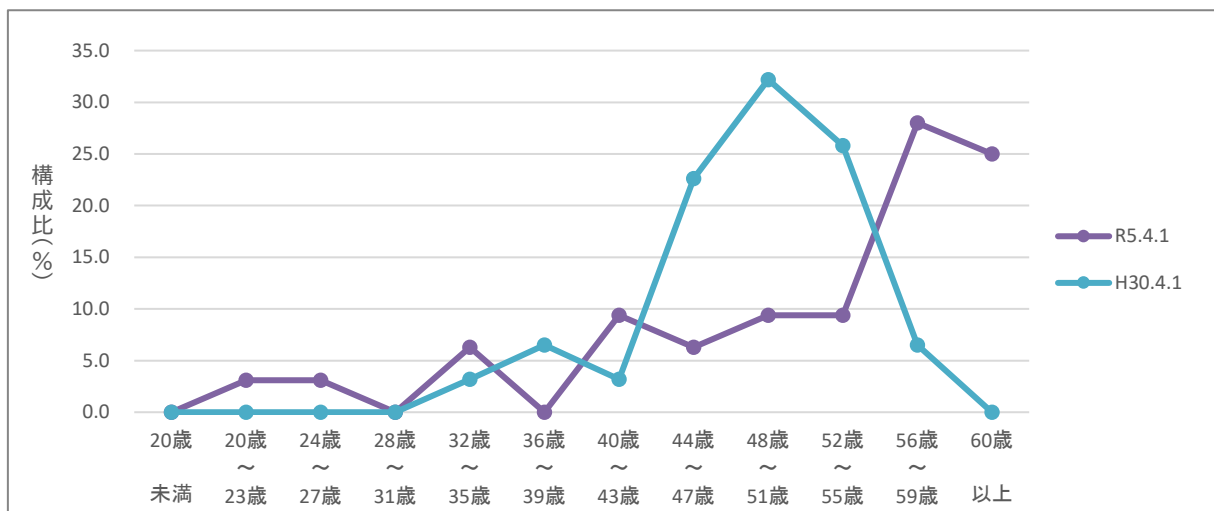
フルタイム	短時間勤務	計
8	0	8

4 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部 門	職 員 数		対前年 職員数	主な増減理由
	令和4年	令和5年		
一般行政 衛生	33	32	△ 1	退職者不補充による減
合 計	33	32	△ 1	

5 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
職員数(人)	0	1	1	0	2	0	3	2	3	3	9	8	32
構成比(%)	0.0	3.1	3.1	0.0	6.3	0.0	9.4	6.3	9.4	9.4	28.0	25.0	100.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	6.5	3.2	22.6	32.2	25.8	6.5	0.0	100.0

(注) 上段：令和5年4月1日現在
下段：平成30年4月1日現在

II 人事評価の状況

人事評価は、地方公務員法の規定により平成28年4月から実施が義務付けられています。

西北五環境整備事務組合の人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、能力と実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台をつくることを目的としています。

- ・ 評価方法 能力評価及び業績評価
- ・ 評価期間 4月1日から3月31日まで
- ・ 評価スケジュール 4月：期首面接（目標設定）
 10月：中間面接（進捗管理）
 2月：期末面接（業績の達成度の確認等）

Ⅲ 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

1 人件費

(1) 人件費等の状況（令和4年度普通会計決算）

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和3年度の 人件費率
千円 915,932	千円 11,773	千円 238,351	% 26.0%	% 29.2

(2) 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
人 33	千円 123,625	千円 18,262	千円 43,664	千円 185,551	千円 5,623

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西北五環境整備事務組合	52.3	304,468	339,511

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西北五環境整備事務組合	—	—	—

- (注) 平均給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当等の諸手当を含みます。
また、対象者がいない又は2人以下のものについては、記載しておりません。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	西北五環境整備事務組合		国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	—
	中学卒	143,800 円	—

3 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数（人）	構成比（%）	1年前の 構成比（%）
7 級	事務局長	0	0.0	0.0
6 級	参 事	0	0.0	0.0
5 級	課長・所長	4	12.5	12.1
4 級	課長補佐・次長・主幹	14	43.8	48.5
3 級	係長・主査	0	0.0	0.0
2 級	主 任	9	28.1	24.2
1 級	主 事	5	15.6	15.2
計	—	32	100.0	100.0

- (注) 1 西北五環境整備事務組合条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西北五環境整備事務組合			国		
1人当たり平均支給額（令和4年度）			—		
1,323千円					
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 年間 2.4月分 1.9月分 4.3月分 (1.35)月分 (0.9)月分 (2.25)月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等により加算措置 ・役職加算 5~15%			(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 年間 2.4月分 2.0月分 4.4月分 (1.35)月分 (0.95)月分 (2.3)月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等により加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		

(注) 支給割合の()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

西北五環境整備事務組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~45%加算）		
調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60 月分の調整月額を合計した額 （月額0円~54,150円）			調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60 月分の調整月額を合計した額 （月額0円~95,400円）		

(3) 地域手当

支給実績（令和4年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	0円

(4) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
支給実績（令和4年度決算）	29千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	1,526円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	65.5%
手当の種類（手当数）	2種類

(特殊勤務手当の内訳)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員の支給単価
槽内作業手当	し尿処理施設及びごみ処理施設に勤務する職員	直接槽内作業に従事した場合	日額 250円
炉内作業手当	ごみ処理施設に勤務する職員	直接炉内作業に従事した場合	日額 250円

(5) 時間外勤務手当

令和4年度	支給実績	46千円
	職員1人当たり平均支給年額	45,696円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、当該年度の4月1日現在の管理職員を除く総職員数です。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	令和4年度決算額	
			支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	・配偶者・父母等 6,500円 ・子 10,000円 ※満16歳から満22歳までの子1人につき 5,000円加算	同じ	3,059千円	191,176円
通勤手当	・バス等交通機関利用者 限度額 55,000円 ・片道2km以上で自動車等交通用具利用者 2,000円~31,600円	同じ	2,412千円	77,810円
住居手当	・自宅 なし ・借家、借間 限度額 27,000円	同じ	0千円	0円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員 15,000円~45,000円		1,164千円	291,000円
管理職員特別勤務手当	・管理又は監督の地位にある職員が週休日、休日等に勤務したとき 2,000円~8,000円	同じ	0円	0円
休日勤務手当	・休日等に勤務する職員 単価×135/100 (1時間当たり)	同じ	5,311千円	279,549円
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務する職員 単価×25/100 (1時間当たり)	同じ	3,675千円	204,159円
寒冷地手当	・寒冷の地域に在勤する職員 7,360円~17,800円	同じ	1,811千円	69,646円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	報酬の額
議会議員・監査委員	年額 36,000円
廃棄物処理施設整備 検討委員会委員	識見を有する者 日額 9,800円
	組合構成市町の長が推薦する者 日額 5,700円
行政不服審査会委員	日額 5,700円

6 一般職員の勤務時間、休憩時間の状況

区分	内容
1週間の正規の勤務時間	38時間45分
1日の正規の勤務時間	7時間45分
開始時間	8時30分
終了時間	17時15分
休憩時間	12時00分~13時00分

7 一般職員の年次有給休暇の状況

区分	内容
付与日数 (1年間)	20日
繰越限度日数 (1年間)	20日以内
平均取得日数 (令和4年実績)	10.1日

8 主な特別休暇等の取得状況（令和4年度）

休暇の種類	休暇日数等	取得者 実人数	取得実績 (延べ)
結婚休暇	職員が結婚する場合で連続する7日以内	0人	—
産前休暇	出産の予定日以前8週間	0人	—
産後休暇	出産の日後8週間	0人	—
育児休暇	1日2回それぞれ30分以内の申し出た時間	0人	—
配偶者出産休暇	職員の妻が出産した場合で、出産の日後2週間以内において3日以内	0人	—
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合で産前・産後8週間以内の期間に小学校就学前の子を養育する場合で5日以内	0人	—
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合、1回につき、必要と認められる時間	0人	—
短期介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合で5日以内	1人	5.0日
服忌休暇	職員の親族が死亡した場合で親族に応じ1～10日以内	3人	15日
祭日休暇	父母、配偶者及び子の追悼のための行事を行う場合で1日	0人	0日
夏季休暇	7～9月までの期間内に4日	33人	132日
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合で、必要と認められる期間	7人	67日
子の看護休暇	中学校就学前の子を看護する場合で1年につき5日以内	0人	—
病気休暇	公務上の疾病又は負傷の場合は必要と認める期間、公務外の疾病又は負傷の場合は連続90日（例外あり）以内の必要最小限度の期間	4人	54日 1.75時間
介護休暇（無給）	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合で連続する6月の範囲内の期間	0人	—

IV 休業の状況

(1) 育児休業の取得状況

区分	育児休業取得者数		令和4年度中に新たに取得可能となった職員	取得率
	令和4年度新規取得者数	前年度から取得中の者		
男性職員	0	0	0	—
女性職員	0	0	0	—
計	0	0	0	—

(2) 令和4年度中に新たに育児休業を取得した職員の承認期間
令和4年度中に新たに育児休業を取得した職員はありませんでした。

(3) 育児部分休業及び育児短時間勤務の取得状況
令和4年度中に育児部分休業及び育児短時間勤務を取得した職員はありませんでした。

V 分限及び懲戒の状況

1 分限処分の状況

分限処分は、心身の故障等のため職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として、職員の意に反して行う不利益処分のことで、免職・降任・休職・降給の4種類があります。

種類	処分の内容	令和4年度 処分件数
免 職	公務能率を維持する見地から、職員の意に反してその職を失わせる処分	0件
降 任	職員が現に有している職より下位の職に任命する処分	0件
休 職	職員に職を保有させたまま一定期間、職務に従事させない処分	1件
降 給	職員が現に決定されている給料の額より低い額の給料に決定する処分	0件
計	—	0件

2 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に職務上の義務違反や、公務員としてふさわしくない非違行為がある場合に、その責任を確認し、職員に道義的責任を問うことにより、公務における規律を秩序を維持することを目的として科せられる制裁処分であり、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

種類	処分の内容	令和4年度 処分件数
免 職	職員を懲罰として勤務関係から排除する処分	0件
停 職	職員を懲罰として一定期間、職務に従事させない処分	0件
減 給	一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分	0件
戒 告	職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	0件
計	—	0件

VI 服務の状況

1 職務に専念する義務の免除

職員は、職務に専念する義務を負います（地方公務員法第35条）が、法律又は条例に特別な定めがある場合はその義務が免除されます。

この「法律又は条例に特別な定めがある場合」には、主に以下のものがあります。

(1) 法律に定めがある場合

- 選挙権その他公民としての権利を行使する場合（労働基準法第7条）
- 年次有給休暇（労働基準法第39条）
- 休職する場合（地方公務員法第27条第2項）ほか

(2) 条例に定めがある場合

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- その他任命権者が定める場合（以下その主なもの）
 - ・スポーツ大会の役員・審判員、選手、コーチとして県大会等に出場する場合

2 営利企業等への従事制限

職務の公平性を確保するという観点から、職務には営利企業への従事や役員等との兼業について制限が課せられています。（地方公務員法第39条）

組合では、職員から営利企業等への従事について許可の申請が会った場合には、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り、これを許可しています。

(1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(2) 職員の占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

(3) 職員の身分上ふさわしからぬ性質を持つ場合

【令和4年度営利企業等従事許可件数】 0件

VII 退職管理の状況

地方公務員法の改正により、平成28年4月から、営利企業等に再就職した元職員による退職前の職務に関する現職職員への働きかけが禁止されるなど職員の退職管理の制度が導入されました。

組合では退職管理の適正を図るため、管理職であった元職員が退職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、組合に届出しなければならない旨条例で定めています。

【令和4年度退職者の再就職届出件数】 0件

VIII 研修の状況

五所川原市が実施している職員内部研修等に参加しています。

IX 福祉及び利益の保護の状況

1 職員健康診断の状況（令和4年度）

職員の安全と健康の確保を目的に労働安全衛生法に基づき、次の健康診断を実施しています。

（1）職員総合検診

検査項目	受診者数	対象者数	受診率
胸部エックス線検査（全職員）	25人	25人	100.0%
尿検（全職員）	25人	25人	100.0%
血圧（全職員）	25人	25人	100.0%
心電図（35歳以上）	25人	25人	100.0%

（2）血液検査

検査項目	受診者数
血液一般検査	25人
肝機能検査	25人
血中脂質検査	25人
血糖	25人

（3）人間ドック

項目	受診者数
1日ドック（30歳以上）	7人
脳検診（40歳以上）	3人

2 公務災害の発生状況（令和4年度）

区分	件数
公務災害	1件
通勤災害	0件

3 ハラスメントの状況（令和4年度）

職場におけるハラスメントの防止に努めると共に問題の解決に向けた取組をしています。

（1）ハラスメント防止の取組

- 西北五環境整備事務組合職員のハラスメント防止等に関する指針の策定
- ハラスメント防止研修

（2）相談窓口へのハラスメント種別等

種別	相談件数	対策委員会開催回数
—	0件	0回

（3）組合議会議員に関する相談

議長への審議申入件数
0件

X 競争試験及び選考の状況

採用試験の状況

令和4年度			
受験者数	合格者	倍率	試験日
—	—	—	—

XI 青森県人事委員会の業務の状況

- 1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況
令和4年度における新たな措置要求及び係属事案はありませんでした。
- 2 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況
令和4年度における新たな不服申立て及び係属事案はありませんでした。